

Weekly Report

第436号
平成29年12月4日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年からの配偶者控除等に関するQ&A

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに伴う改正が30年分以後の所得税について適用されません。

◆Q&A

Q. 配偶者控除等を適用できるのは？

A. 納税者本人の合計所得額が1千万円（給与収入のみの場合1220万円）以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が123万円（同201万円）以下の場合が適用対象となります。なお、納税者の合計所得金額が900万円（同1120万円）を超えている場合は控除額が逓減します。

Q. 30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載する「源泉控除対象配偶者」とは？

A. 合計所得金額が900万円以下である給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円（同150万円）以下である方をいい、控除額が満額の38万円となる配偶者です。該当する場合は、源泉徴収税額を求める際の扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

Q. 源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、

どの時点で判断？

A. 30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況により判定します。合計所得金額については、例えば、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった金額により判定します。

Q. 源泉控除対象配偶者に該当しない場合の配偶者控除等の適用は？

A. 配偶者控除等の適用対象となる方で、源泉控除対象配偶者に該当しない場合の控除については、源泉徴収額の計算では考慮されませんが、年末調整により適用を受けることができます。

ワンストップ特例が適用されない場合

ふるさと納税をした場合に、確定申告を行わなくても控除が受けられるワンストップ特例は、寄附先の自治体に特例に関する申請書を提出することで適用できます（この場合、所得税の控除は行われず、翌年度の住民税から所得税控除分を含めた額が控除されます）。

ただし、*6団体以上に特例を申請した、*申請書に記載した住所地から転居したが変更届をしていない（寄附した翌年1月10日までに申請先に届出が必要）、*医療費控除などのために確定申告をする、といった場合には特例は適用されないため、確定申告によりふるさと納税に係る寄附金控除を受けることとなります。

12月のチェックポイント

* 年末調整事務で必要な「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」および各種所得控除を受けるための証明書類を各社員から提出してもらいます。

* 年末・年始の資金繰りを再確認し、借入が必要ななら早め取引金融機関と折衝します。

* この時期、長時間労働になりがちなことを踏まえ、適切な配置など労務管理を行います。

* 多忙や忘年会などでの過労やストレスで体調を崩さぬよう、社員の健康管理を心がけます。